

監査（検査） 対 象 機 関 ・ 団 体 （ 会 計 ）	財団法人大阪府保健医療財団	監査（検査） 実 施 年 月 日	委 員 平成 24 年 12 月 7 日
			事務局 平成24年11月 5 日から 平成24年11月 6 日まで
処理区分	指 摘 事 項	事務区分	出納その他の事務

指摘事項

財団法人大阪府保健医療財団では、ファイナンス・リース取引の会計処理について、以下のように公益法人の会計基準に準拠していない事案があったため、適切に処理されたい。

- (1) 流動負債と固定負債の分類では、支払の期限が1年を超えるものは固定負債として区分されるにもかかわらず、全額流動負債に計上されていた。
- (2) 収支計算書上、資金の範囲に含めるべきではないリース債務がその範囲に含まれていた。

指摘事項の内容等

1 概要

財団法人大阪府保健医療財団では、Aリース会社よりリースしている統合検診システム（5年間のリース料総額83百万円）はファイナンス・リース取引に該当し、売買取引に係る方法に準じた会計処理（固定資産を購入した場合と同じ処理）を実施しているが、以下の誤りがあった。

(1) 流動負債と固定負債の分類

リース債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものについても流動負債に計上されていた。支払の期限が1年を超えるものについては固定負債に計上する必要がある。

	現状	あるべき計上額
流動負債	83,604 千円	16,720 千円
固定負債	-	66,883 千円

(2) 収支計算書の資金の範囲

収支計算書上、リース債務が資金の範囲に含められ、リース開始時点において投資活動支出に含められていた。リース債務を資金の範囲から除き、リース債務が返済された時点で財務活動支出に計上する必要がある。

2. 課題

ファイナンス・リース取引の会計処理について、支払の期限が1年を超えるものについては固定負債に計上すべきである。また、収支計算書上、資金の範囲に含めるべきでないリース債務が含まれていた。公益法人会計基準（平成16年改正）に準拠していないため、適切に処理されたい。

また、今後、公益財団法人に移行した場合、平成20年改正の新会計基準を適用することとなるため、会計基準への厳格な対応を検討されたい。

(参考)

公益法人会計基準（平成16年改正）

第2 貸借対照表

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。

新公益法人会計基準適用に伴う収支予算書及び収支計算書の取扱いについて

（平成17年11月9日 日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究報告第15号）

Ⅱ 新会計基準適用に伴う収支計算書の作成方法について

Q5-A5. 資金の範囲

「内部管理事項」では、資金の範囲を「原則として現金預金及び短期債権債務」（従前の基準では「原則として現金預金及び短期金銭債権債務」）と定めている。公益法人の資金範囲の実態に整合させるための用語の整理が行われているが、資金範囲を変更させたものではない。